



島根県報

平成21年5月8日(金)

第2,083号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可

(農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林

(森 林 整 備 課) 2

臨港地区の指定

(港 湾 空 港 課) 2

告 示**島根県告示第373号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江津市土地改良区の定款変更を平成21年4月27日付けで認可した。

平成21年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第374号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町大久加伊野谷1から3まで、9、10、11-1、大久奥カイノ谷1から11まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第375号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成21年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 臨港地区の区域

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前、並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神、字カマヤ

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場